

# 特記仕様書

業務名： 社会道維委託第3号 鹿丸橋補修実施設計業務委託

業務箇所： いちき串木野市 川上 地内

## 第1章 総則

第1条 本業務委託は契約書、設計図書及び特記仕様書のほか、下記図書に準じて行うこととする。

- 1 測量調査業務等共通仕様書（鹿児島県土木部：令和7年3月）
- 2 設計業務等共通仕様書（鹿児島県土木部：令和7年3月）
- 3 土木工事設計要領（国土交通省九州地方整備局：令和元年7月）
- 4 道路橋示方書・同解説（日本道路協会：平成29年11月）
- 5 道路橋床版防水便覧（日本道路協会：平成19年3月）
- 6 道路橋補修・補強事例集（日本道路協会：平成24年3月）
- 7 道路事業の手引き（鹿児島県道路建設課・道路維持課：平成30年4月）
- 8 コンクリート標準示方書 維持管理編（土木学会：令和5年3月）
- 9 コンクリート診断技術（日本コンクリート工学会：最新版）

第2条 本業務については、総括監督員、監督職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第3条 本業務については、受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。

第4条 本仕様書及び設計書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。

第5条 協議については、監督職員に「指示・承諾・協議書」にて行うこととする。

第6条 受注者（以下「乙」という）は本業務に関し知り得た情報はすべて、発注者（以下「甲」という）の承認なく漏らしてはならない。

第7条 乙は、甲の貸与した資料は業務完了後提出書類とともに返還すること。

第8条 乙は、本契約締結後速やかに業務計画書を提出して監督職員と協議を行わなければならない。

第9条 設計内容と実測調査に変更が生じた場合は、協議のうえ設計変更の対象とする。

## 第2章 業務委託内容

第1条 設計業務

設計業務内容はいちき串木野市川上にある鹿丸橋の補修詳細設計である。

本業務で行う現地調査により現橋の状況を確認し、橋梁補修の具体的な工法検討及びそれに伴う数量算出等を行う。以下に詳細を示す。

(1) 計画準備

調査設計を実施するにあたり、必要な基礎資料の収集整理・現地踏査を行い「業務計画書」を作成し、業務フロー等を取りまとめる。

#### (2) 詳細調査

「調査実施計画書」を作成し、上部工・下部工及び橋面（路面）の劣化・損傷等を詳細に調査し、損傷図等を作成する。調査方法は近接目視とし、「道路橋定期点検要領」によるものとする。

また、点検結果については、鹿児島県建設技術センター運用の「橋梁点検支援システム」への入力を行う。さらに、システム内にある道路橋定期点検要領内“点検表記録様式”とその根拠資料となる点検簿への入力・作成を行う。

#### (3) 品質試験

健全度評価・補修工法検討及び設計に必要な各種品質試験を行う。品質試験の項目・数量については、現地詳細調査に基づき検討を行い監督職員と協議するものとする。なお、協議により当初設計に変更が生じた場合は変更契約の対象とする。

#### (4) 補修設計

詳細調査・品質試験の結果に基づき健全度の評価を行い、補修工法を比較検討し補修設計を実施する。また、併せて概算工事費も算出する。

### 第2条 照査

- 1 本業務については、「詳細設計照査の手順」及び「詳細設計照査要領」（鹿児島県土木部制定）に基づき照査を行うものとする。
- 2 本業務は、設計業務等共通仕様書第 1107 条に基づき、「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものであり、受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者を変更したときも同様とする。
- 3 共通仕様書第 1107 条第 2 項でいう照査技術者と同等の能力と経験を有する技術者とは、「建設コンサルタント等業務における実務経験が共通仕様書第 1102 条第 8 項に示す経験年数を有する者又は発注者が実務経験を有している者であると認めた者」をいう。
- 4 共通仕様書第 1107 条第 3 項でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について監督職員と協議のうえ作成するものとする。
- 5 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

### 第3条 現地調査

- 1 乙は、測量のため他人の土地に立ち入り又は、一時使用する場合は関係諸法規を遵守し地元住民と十分協調を保つように心掛けること。
- 2 作業の必要上生ずる土地使用、伐採、踏荒らし、測量標設置等の物件の補償は特に指示しない限り「乙」の責任において処理しなければならない。この場合、伐採物件の除去は必要最小限にとどめること。
- 3 作業の際には地元住民に対する言動に注意し、トラブルを起こさないこと。

### 第4条 占用者との協議

- 1 設計にあたっては、占用物調査を行うこと。
- 2 占用物調査の結果、移転が生じる場合は、占用者と協議を行い、占用物の内容、

位置等の協議を行い、結果を報告すること。

- 3 占有物調査の結果、移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため既設占有物の位置を設計図に記入すること。

#### 第5条 その他

- 1 乙は作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 2 成果品は全て甲の所有とし甲の許可を受けないで公表貸与使用してはならない。

## 第3章 成果品

第1条 本業務の成果品は以下のとおりとする。成果品は、提出前に監督職員と内容について協議すること。

- ① 報告書1式（紙ベース A4 サイズ）1部
- ② 報告書・図面データ1式（電子データ）1部（※電子納品以外として）
- ③ 図面集（見開き A3 サイズに製本したもの）1部
- ④ その他監督職員が必要とする資料

## 第4章 検査

第1条 検査について

- 1 受注者は成果品の引渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受けること。
- 2 成果品引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見されたときには、受注者の負担において所要の訂正・修正を行った後検査員の検査を受けること。

## 第5章 その他

第1条 打合せ協議・設計協議

協議回数は3回（初回打合せ、中間時1回、成果品納入時）以上とし、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第2条 橋梁点検支援システム

本業務の調査結果については、鹿児島県橋梁点検支援システムに登録を行うこと。  
登録内容及び方法については、受注後に監督職員と協議すること。

第3条 新技術等の活用検討等について

本業務の実施にあたっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための対策案の比較検討において、必ず新技術等の活用の検討を行うこと。

2 新技術等とは、新技術情報提供システム（NETIS）に登録された有用な新技術とする。

3 受注者は、新技術等の活用を検討するにあたり、個々の施設毎に活用の可否について判断理由を整理し、新技術等を活用する場合はその効果（コスト縮減、作業

日数縮減)を併せて発注者に報告すること。

4 前項の発注者への報告様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

ホーム>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>仕様書等>工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html>

※書類名称：道路メンテナンスに係る新技術等報告様式（設計）

| 課 長        | 技 術 補 佐    | 総 括 監 督 員  | 監 督 員      |
|------------|------------|------------|------------|
| 印又は<br>サイン | 印又は<br>サイン | 印又は<br>サイン | 印又は<br>サイン |

| 照 査<br>技 術 者 | 管 理<br>技 術 者 | 担 当<br>技 術 者 |
|--------------|--------------|--------------|
| 印又は<br>サイン   | 印又は<br>サイン   | 印又は<br>サイン   |